

# 社会保障・税に関する番号制度に関する検討会

## 第3回

日 時 : 平成22年3月15日(月)

16:30 ~ 17:40

場 所 : 内閣府本府 3階特別会議室(309号室)

議 題 : 住基ネット・電子行政の視点からの取組みなど

配付資料 :

(資料1) 議事次第

(資料2) 番号に関する原口5原則

(資料3) 総務省からの配布資料(住基ネット関連)

(資料4) 内閣官房IT担当室からの配付資料

# 社会保障・税に関する番号制度に関する検討会

## 第3回

### 議事次第

1. 開会
2. 総務大臣からの提言
3. 意見交換
4. 総務省からの説明
5. 内閣官房 I T 担当室からの説明
6. 意見交換
7. 閉会

# 番号に関する原口5原則

平成22年3月15日  
総務大臣 原口一博

## 番号に関する原口 5 原則

### I 国民の権利を守るために番号であること

### 【権利保障の原則】

社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るために番号であり、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行う。

### II 自らの情報を不正に利用・ストックされず、確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること

### 【自己情報コントロールの原則】

自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、自らの情報にアクセスし、内容の確認・修正ができる（自己情報コントロール権）。

### III 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること

### 【プライバシー保護の原則】

自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのか明確な制度とともに、最新の暗号化技術により情報漏洩防止に万全を期し、分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ。

### IV 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること

### 【最大効率化の原則】

既存インフラを有効活用し効率的な仕組みを構築する。また、クラウドコンピューティングの手法により、各分野内でのシステムの共同利用を積極的に進める。

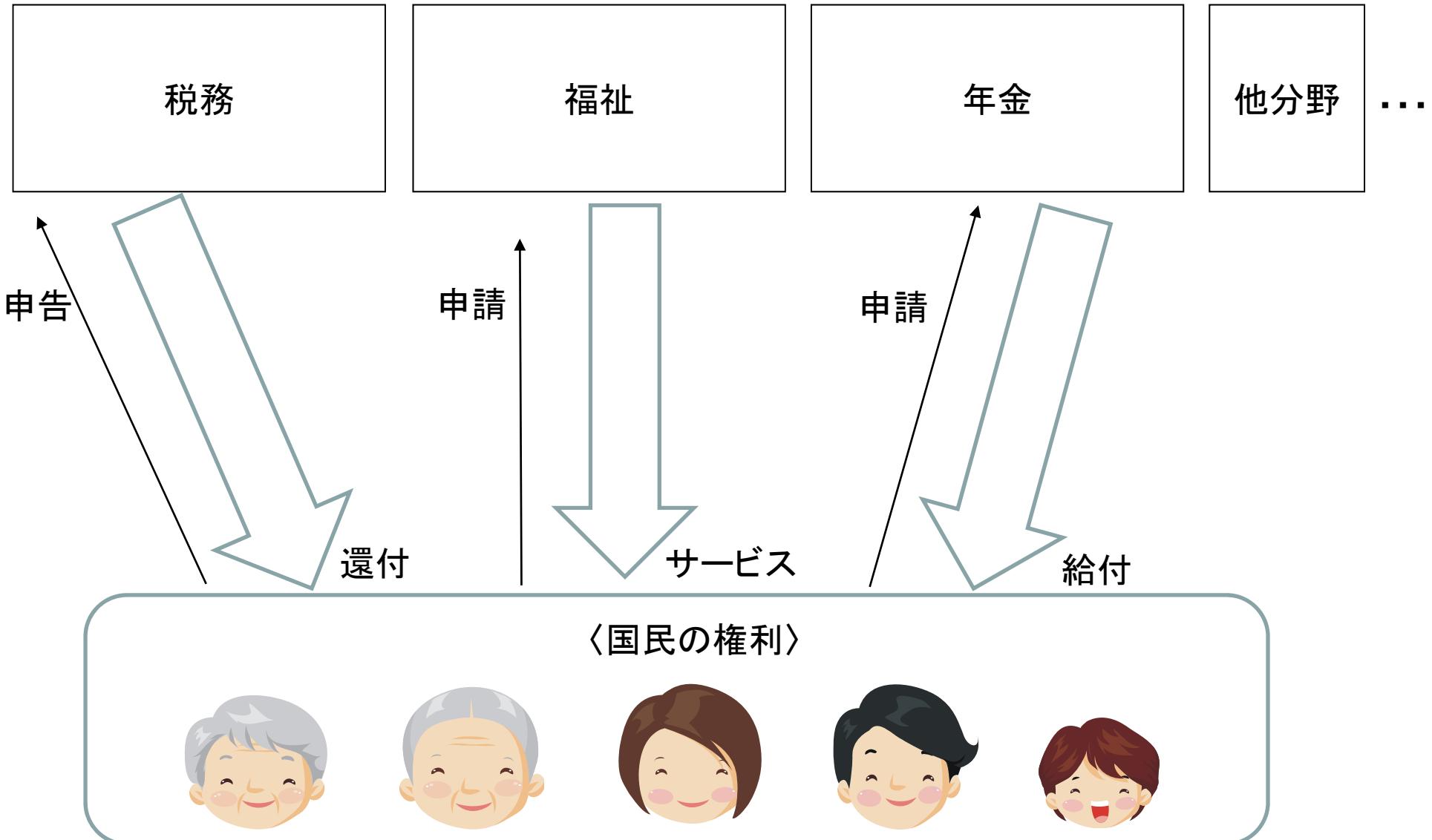
### V 国と地方が協力しながら進めること

### 【国・地方協力の原則】

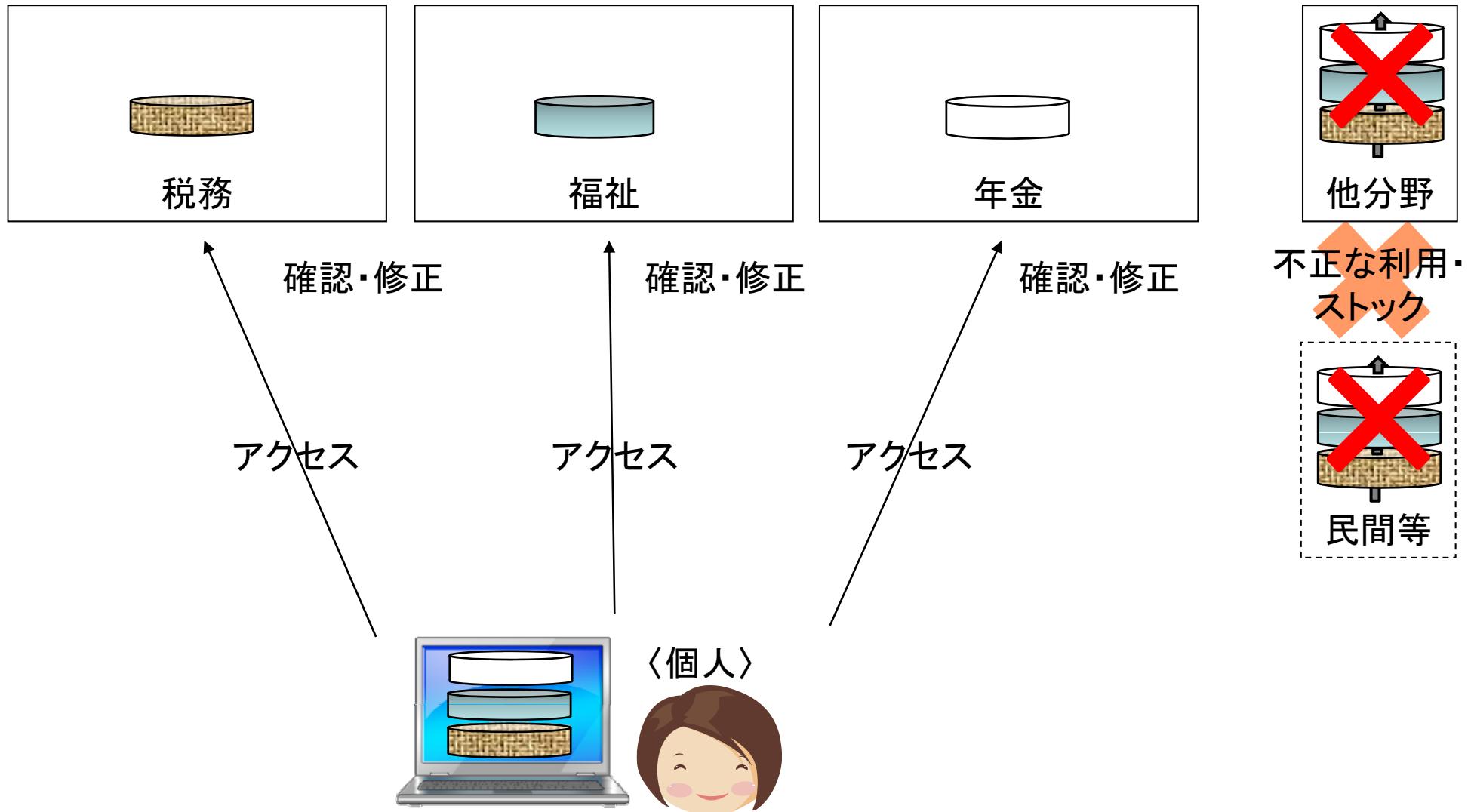
より良い行政サービスを提供できるよう、国と地方が協力しながら電子政府を推進する。

# I 国民の権利を守るために番号であること

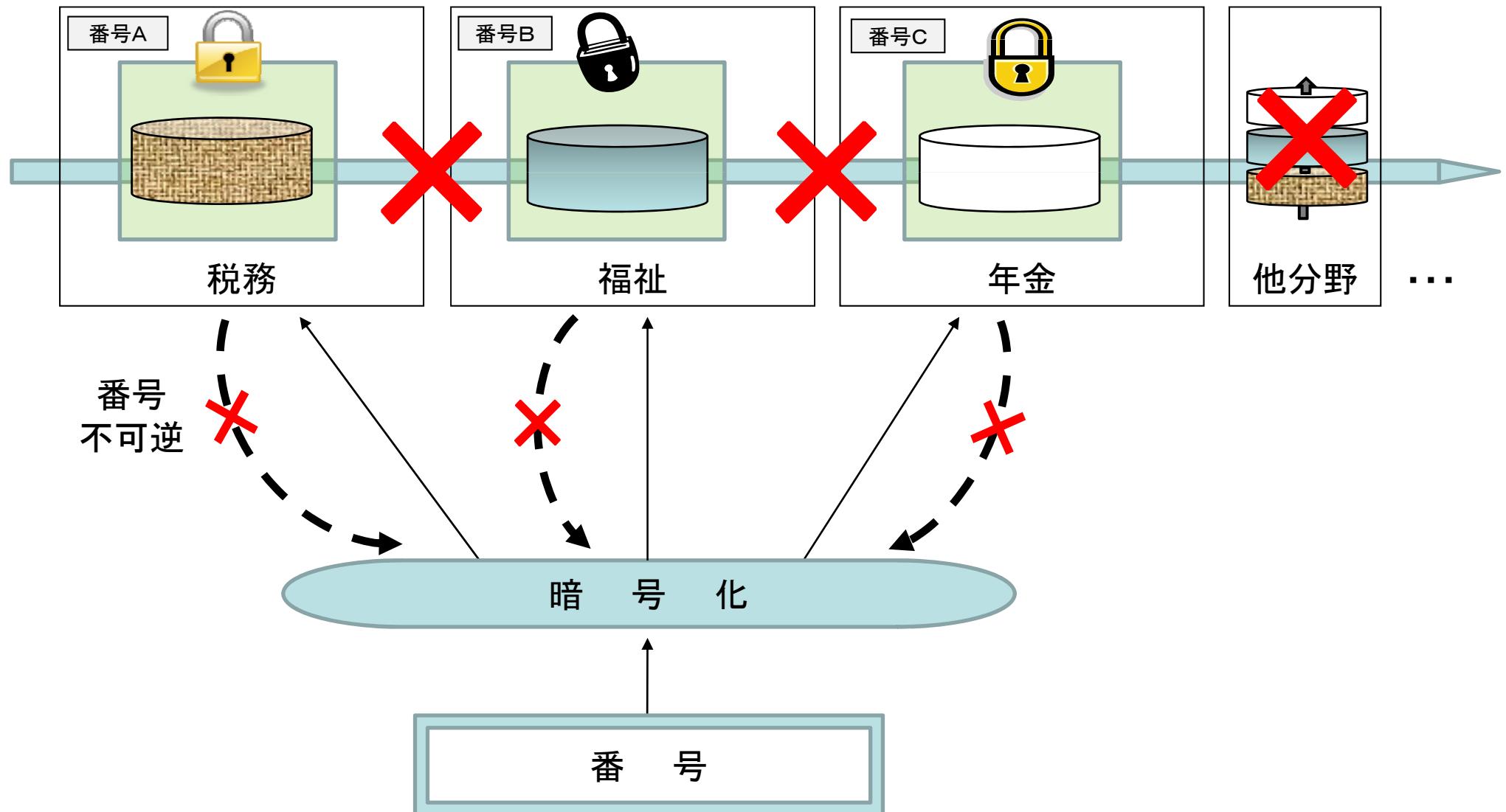
【権利保障の原則】



## II 自らの情報を不正に利用・ストックされず、確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること 【自己情報コントロールの原則】

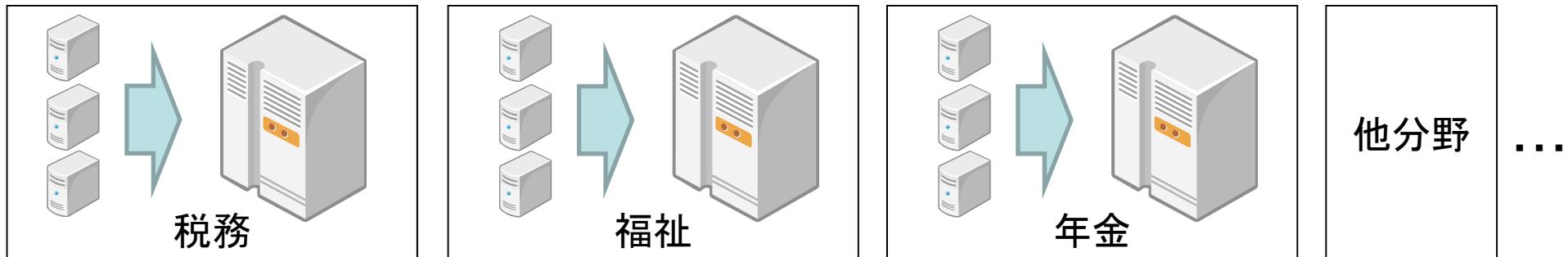


### III 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること【プライバシー保護の原則】

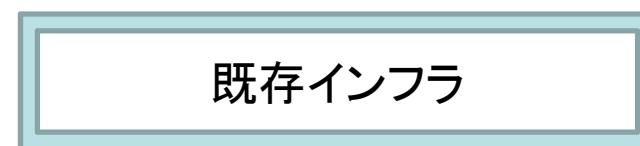
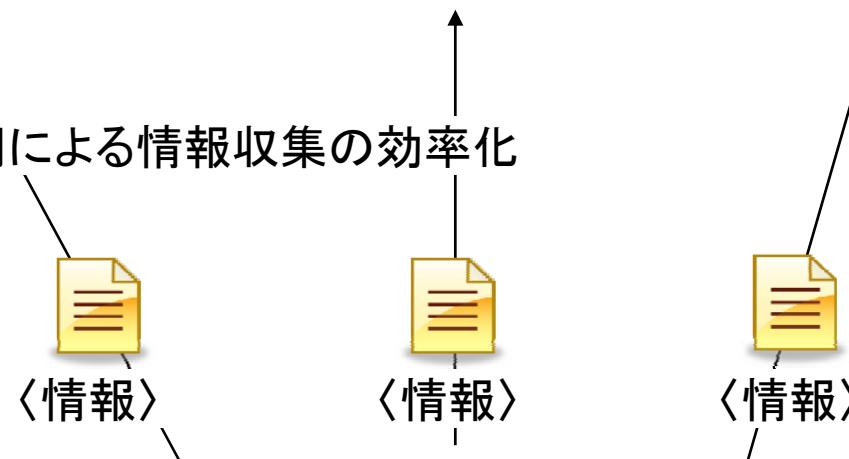


## IV 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること 【最大効率化の原則】

### ★ 共同利用による効率化

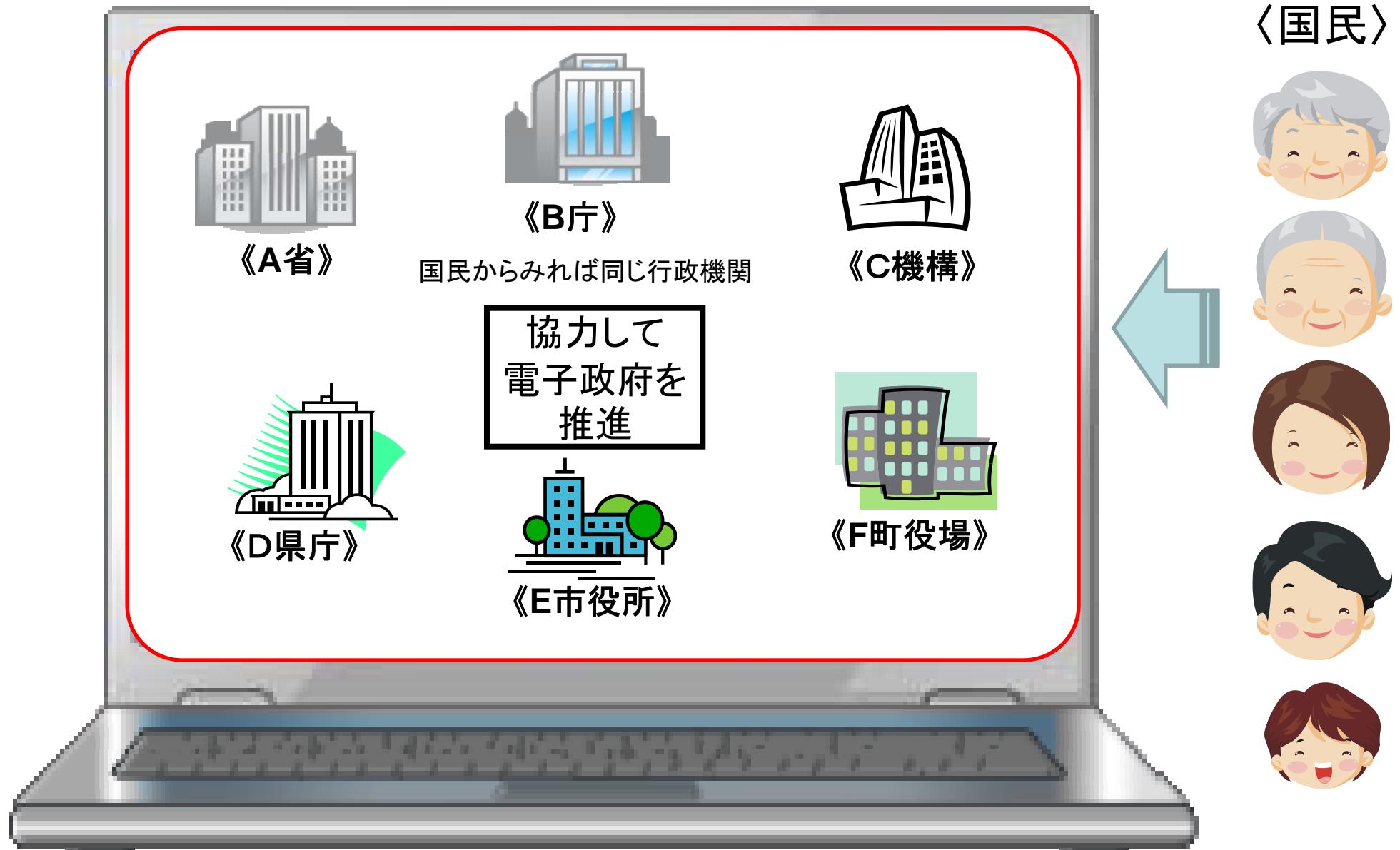


### ★ 既存インフラ活用による情報収集の効率化



## V 国と地方が協力しながら進めること

### 【国・地方協力の原則】



# 資料

## (住民基本台帳ネットワーク システム関連)

平成22年3月15日

総務省

## 目 次

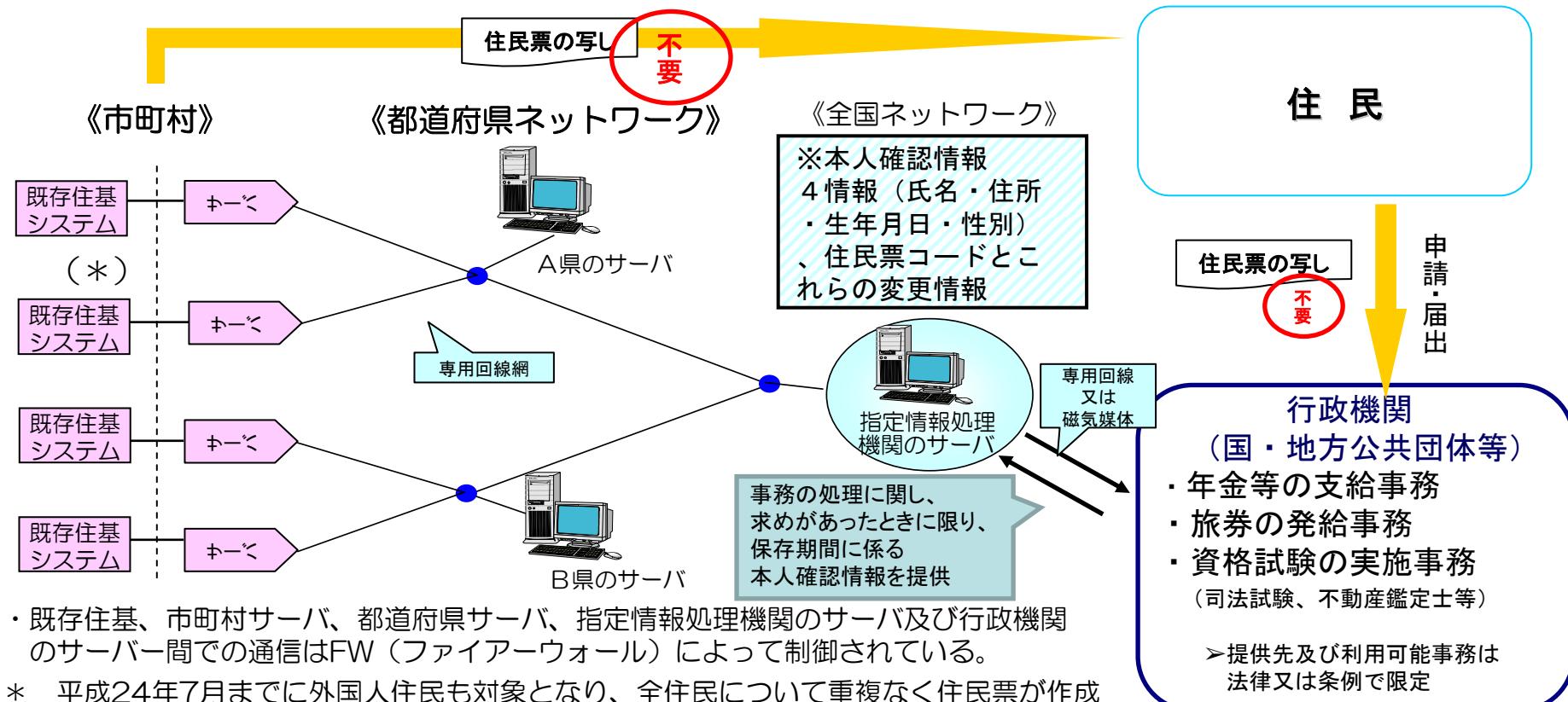
- 住民基本台帳ネットワークシステム ..... 1
- 住民基本台帳ネットワークシステムのこれまでの経緯 ..... 2
- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況 ..... 3
- 住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置 ..... 4
- 住民票コードについて ..... 5
- 基礎年金番号と住民票コードの関係について(平成23年4月以降のイメージ) ..... 6
- 外国人住民の住民基本台帳への登録 ..... 7

## 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県に、都道府県は指定情報処理機関に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の5、第30条の11)
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定(住基法第30条の7、第30条の8)

➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



## 住民基本台帳ネットワークシステムのこれまでの経緯

平成11年8月 住民基本台帳ネットワークシステム創設のための改正法を公布

(利用事務)

- ・恩給、共済年金の支給
- ・建設業法による技術検定の実施 等

平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働開始

平成14年12月 行政手続オンライン化法の公布

(利用事務)

- ・旅券の発給申請
- ・厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・司法試験の実施 等

平成18年10月 年金の現況確認への利用開始

平成20年3月6日 住民票コード削除請求に係る最高裁判決(住民側の請求棄却)

平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定(杉並区の請求棄却)

平成21年1月5日 杉並区住基ネット接続

平成21年2月 住基ネット未接続の国立市長に対する是正要求

平成21年8月 住基ネット未接続の矢祭町長に対する是正要求

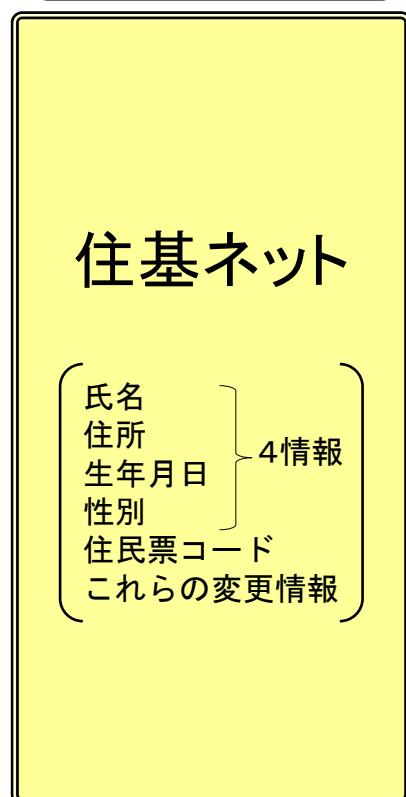
<本年2月現在、札幌の1件のみが係属中。(札幌高裁では本年2月19日に勝訴し、現在原告らが最高裁へ上告中。他の訴訟は全て勝訴で終結)>

## 住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況

### 國 民

転出、死亡  
転入、出生  
等の届出

基盤システム



申請等

住民票の写し

約460万件省略

年金等の  
現況届出

約3,600万人分省略

個別の行政分野

年金の支給事務  
(対象者の現況確認など)

データマッチングは  
禁止

各種給付の支給事務  
(恩給、中国残留邦人等への一時金など)

資格試験の実施事務  
(不動産鑑定士、施工管理技士、司法試験など)

各種登録、免許等の申請の受理  
(電気通信事業の登録、NPO法人の設立認証など)

氏名、住所、転出、死亡等  
の情報

情報提供件数  
・国の行政機関等 約11,000万件  
・地方公共団体 約 440万件

など

## 住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

### ■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定  
【住基法第30条の5】
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定(データマッチングの禁止)  
【住基法第30条の34】
- 住民票コードの民間利用を禁止  
【住基法第30条の43】
- 住民票コードはいつでも変更請求が可能  
【住基法第30条の3】

### ■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)  
【住基法第30条の17、第30条の31】
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存

### ■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化

### ■ その他の措置

- 情報を受領する行政機関等の職員等に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)  
【住基法第30条の35】
- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施  
【住基法第30条の7】

## 住民票コードについて

例： 8 1 3 8 2 9 6 3 7 3 3

無作為に作成

チェックデジット(注)

注 10桁の数字がある計算式に入れて算出した数字であり、入力ミス等の防止が目的。

① 住民票コードは、重複しない無作為に作成された10桁の数字及び1桁のチェックデジット(検査数字)で構成される11個の数字の羅列。

➢ 簡易・迅速・確実な検索のため、重複しない11個の数字により構成。

➢ 個人情報の保護のため、番号は個人の属性と無関係な数字の羅列となっている。

② 住民票コードは住民の請求により変更することが可能。

③ 住民票コードは氏名・生年月日・性別・住所の4情報を更新するための検索キーとして使用するものであり、各利用機関で有する個人情報は、住民票コードでは管理されていない。

④ 住民票コードは住民が日常的に記憶・把握している必要のない、住民票に付された番号である。

⑤ 住民票コードについては、法律により以下の利用制限がかけられている。

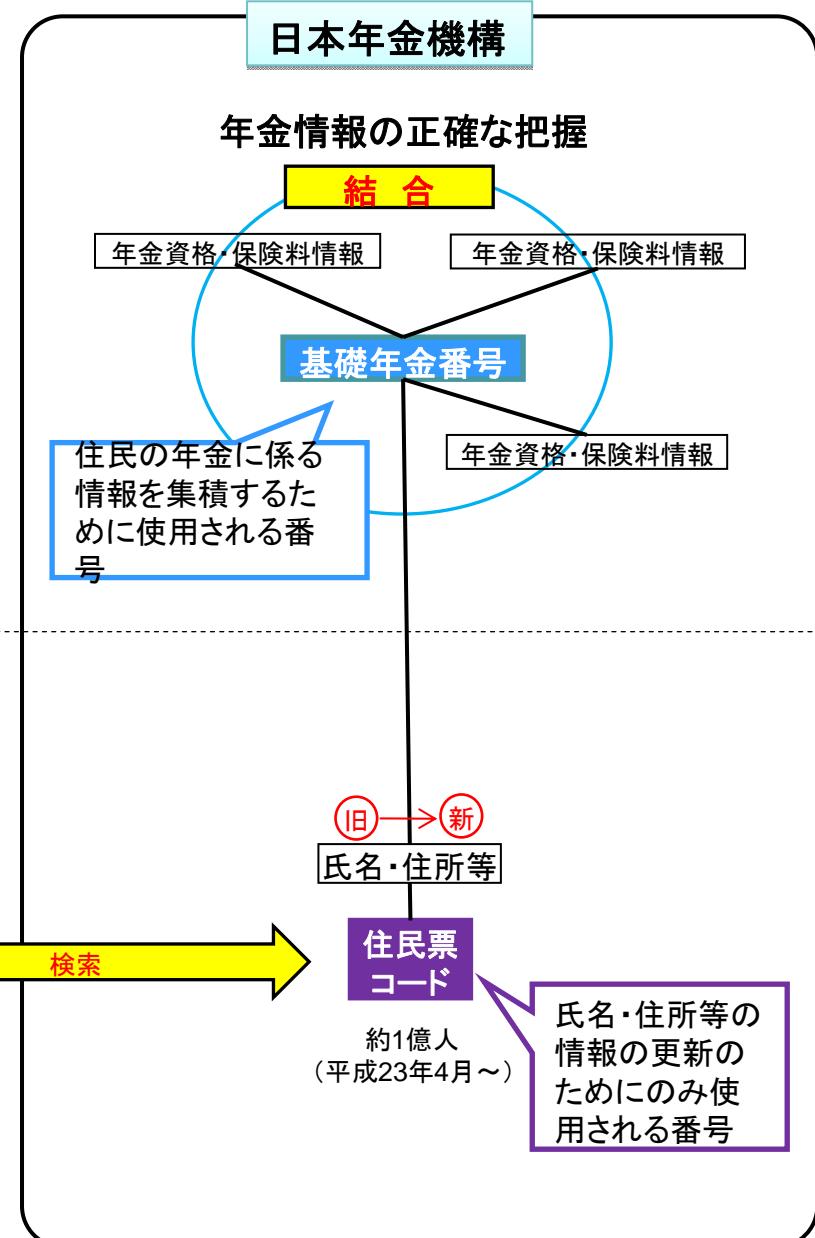
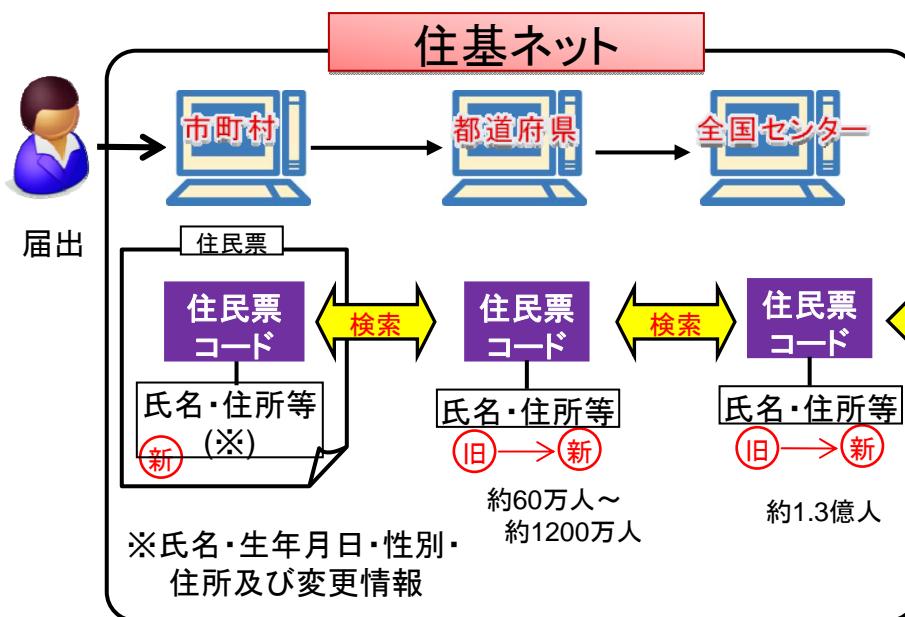
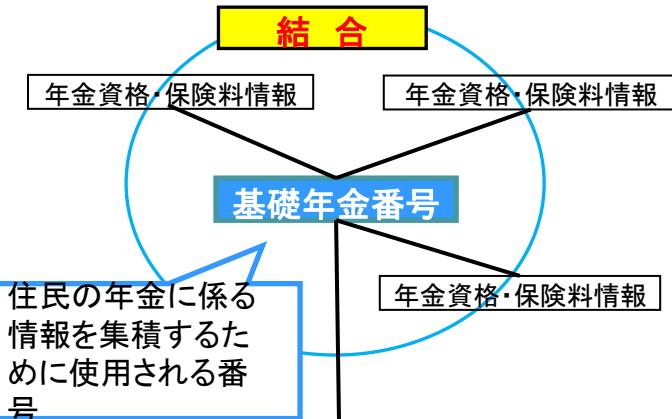
- ・ 住民票コードを含めた本人確認情報の提供を受ける行政機関等や利用事務を限定し、目的外利用を禁止（データマッチングの禁止）
- ・ 民間利用の禁止（告知要求制限、データベースの構築の禁止）

## 基礎年金番号と住民票コードの関係について(平成23年4月以降のイメージ)

- 日本年金機構においては、年金情報を正確に把握するため、基礎年金番号により年金個人情報を管理。
- 住民票コードは、氏名・住所等の情報を日本年金機構に提供する際の検索キーとして利用。

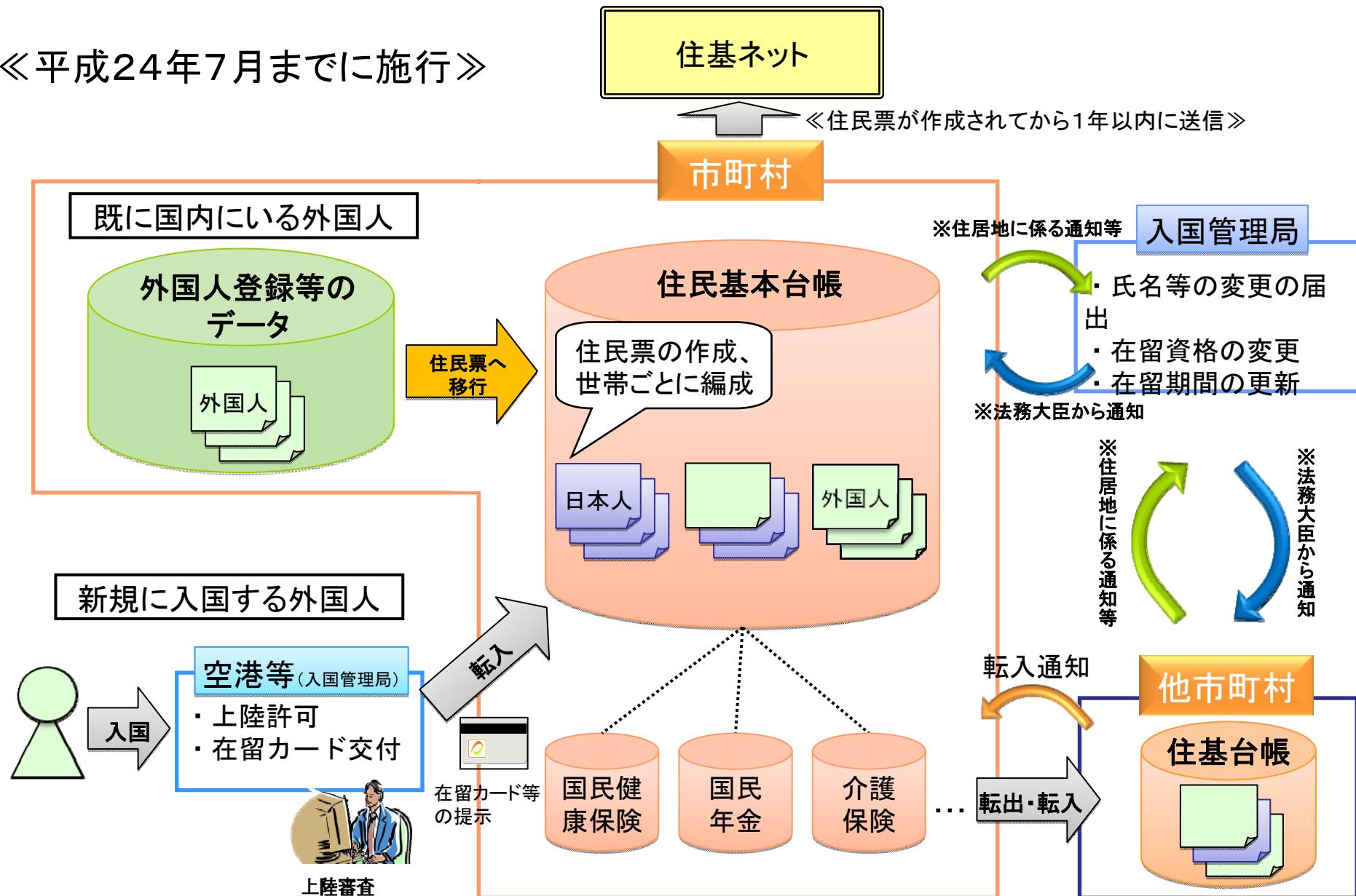
### 日本年金機構

#### 年金情報の正確な把握



## 外国人住民の住民基本台帳への登録

«平成24年7月までに施行»



## **社会保障・税に関する番号制度に関する検討会（第3回）資料**

### **電子行政の視点からの検討**

**平成22年 3月15日  
内閣官房IT担当室**

# 電子行政の視点からの検討課題例

## 1. 「番号」を利用する対象分野

- 社会保障分野、税分野に限定するか、本格的な電子行政、特に利用者利便に資するワンストップサービスの実現を目指してより広範囲の分野に拡大するか

## 2. 「番号」によるデータ連携の方式（同一番号か異なる番号か）

- 社会保障分野、税分野等各分野に同一の番号を付すか、分野別に異なる番号を付し、何らかの仕組みで異なる番号を連携させるか

## 3. 「番号」を知りうる者の範囲

- 社会保障・税に関する番号制度は、「本人と関係行政機関以外の第三者が知りうる番号」として整備するのか、「原則として本人と関係行政機関のみが知りうる番号」として整備するのか

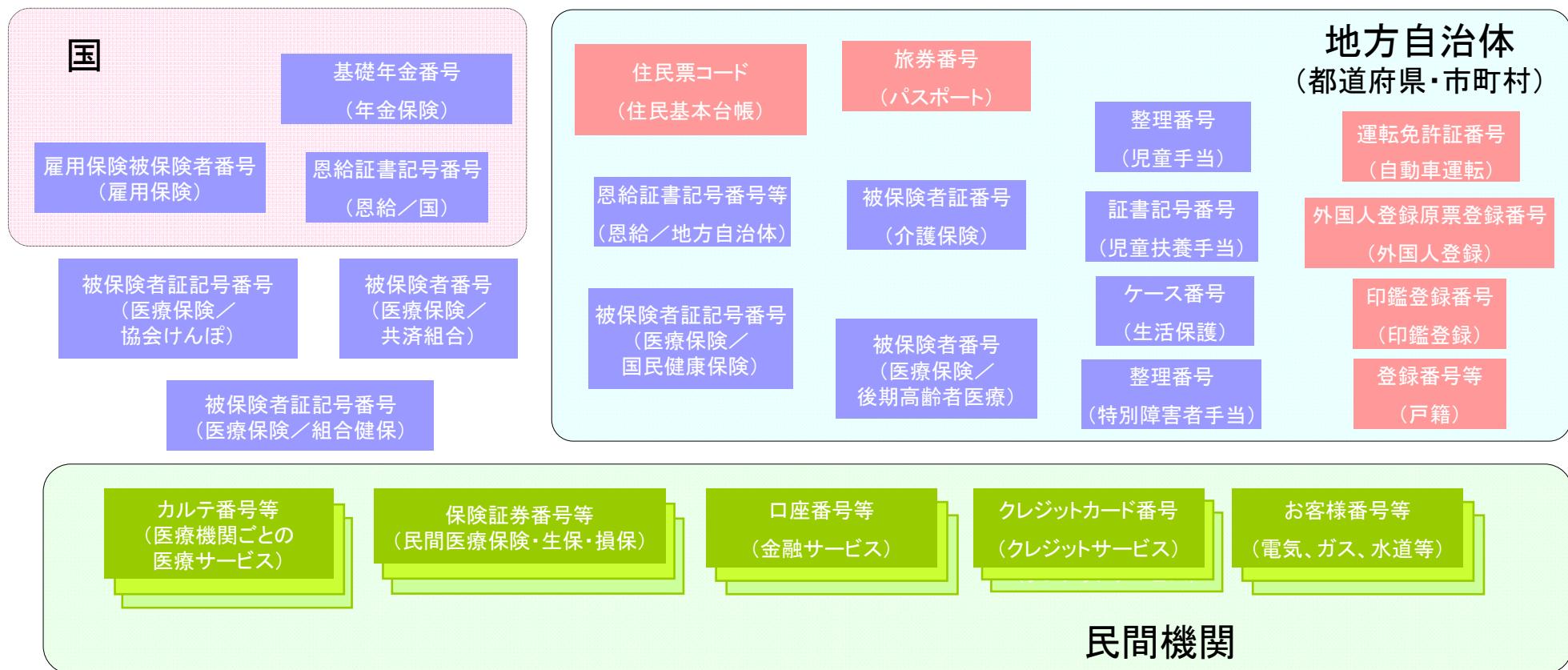
## 4. 番号の管理と個人情報保護

- 誰が付番するのか、誰がデータ連携の管理を行うのか
- 個人情報保護のためにどのような制度・システムを設けるのか

# 1 「番号」を利用する対象分野

- 我が国では、多くの分野で既に各分野独自の番号が存在
- 国民にとって利便性の高い電子行政(特にワンストップサービス)を実現するためには、分野間のデータ連携が重要
- しかし、現在、異なる分野間で、相互の番号を結びつけることにより、データ連携を行っている制度は存在しない  
(注) いくつかの分野において、住民票コード及び住基四情報(氏名、生年月日、性別、住所)の提供を受けることにより、添付書類(住民票)の省略や保有データの更新等をしている例はあるが、この場合も住民票コードを利用した他の分野との連携は禁止されている

## 【個人に関する各種番号(例)】



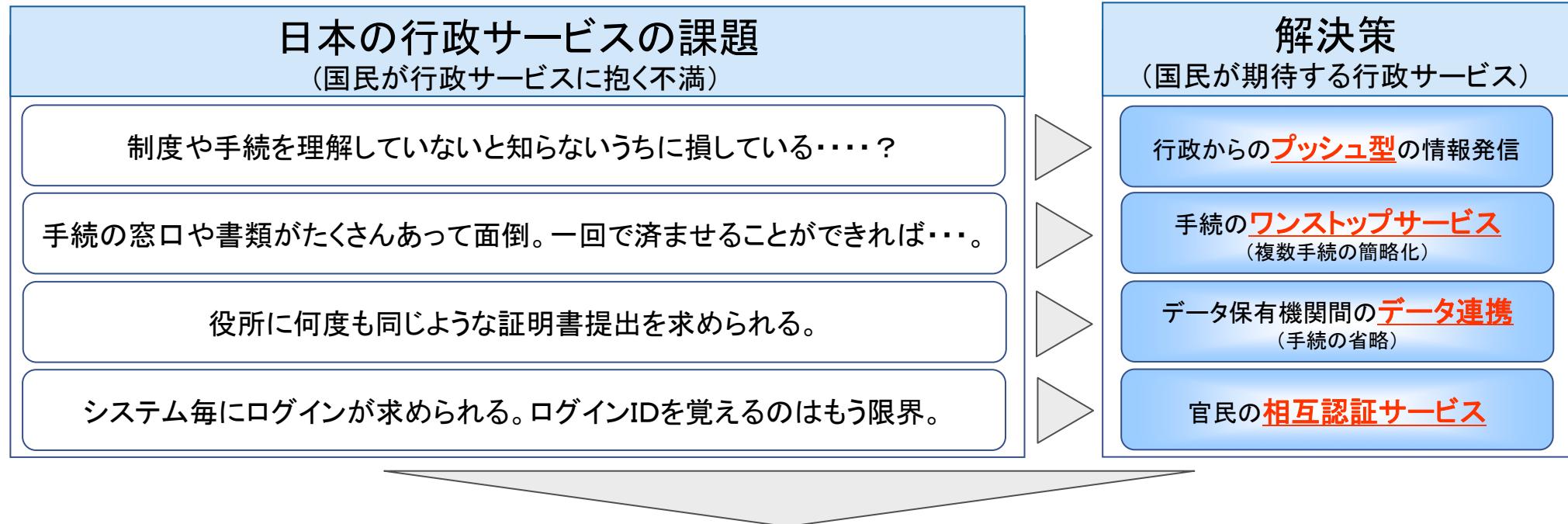
凡例

: 社会保障サービス

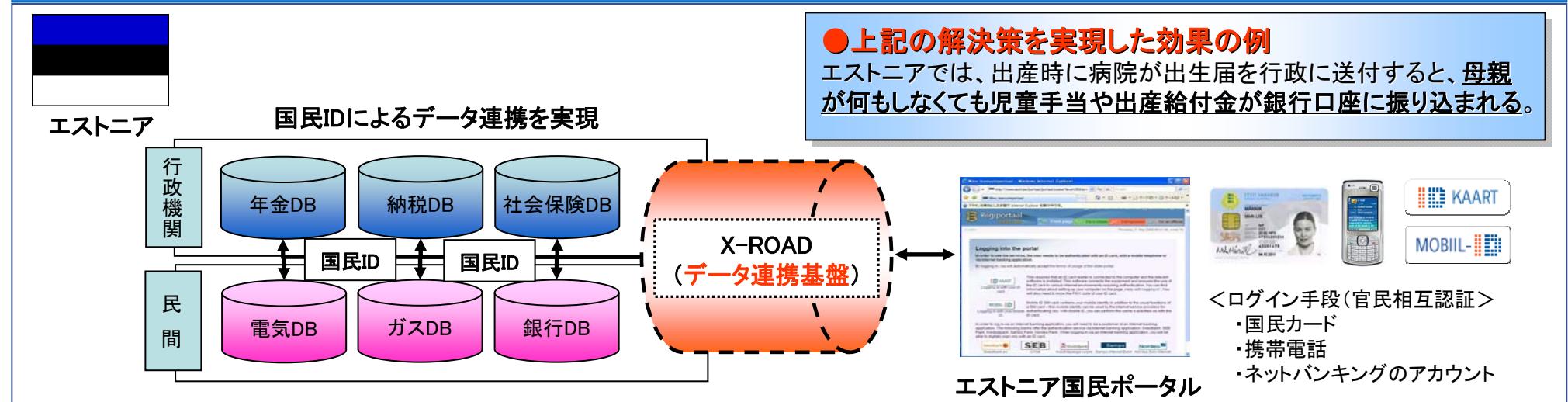
: 公的サービス(社会保障を除く)

: 民間サービス

## (参考1) ばらばらな番号＝データ連携ができない行政サービス



## 電子政府の先進国における解決策の実現例



## (参考2) ワンストップサービスの効果

広域でワンストップサービスを実現するほど高い効果が期待できる。

### 官民の組織横断的なワンストップサービス

#### 引越の効果

官民あわせて年間約1000億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 7機関 → 訪問: 転入地市町村のみ  
添付: 13書類 → 添付: なし

※ 引越者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約100億円

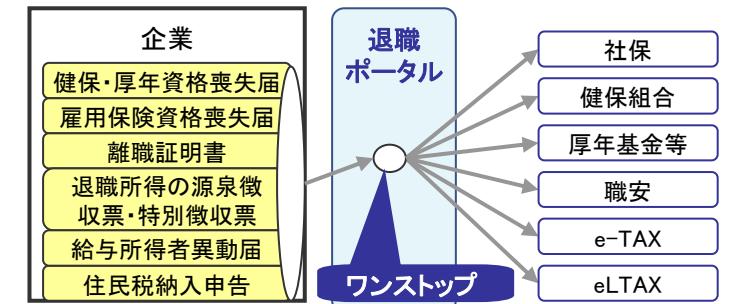


#### 退職の効果

官民あわせて年間約1200億円※のコスト削減効果の見込み

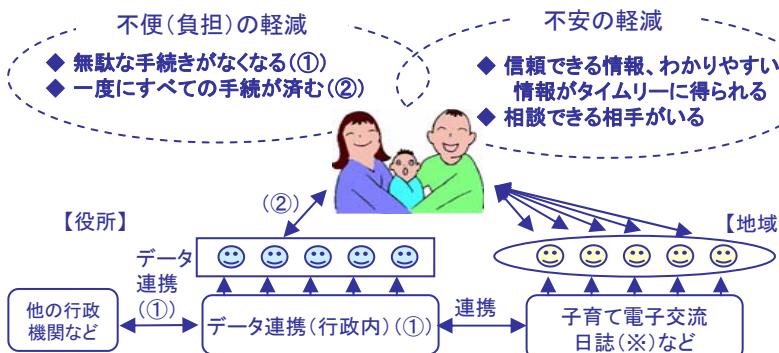
訪問: 6機関 → 訪問: 企業はなし、個人は公共職業安定所のみ  
添付: 15書類 → 添付: なし

※ 企業・退職者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約300億円



### 国民に身近な手続の簡素化

#### 児童手当手続の効果



①データ連携(行政内、行政間など)により、手続きそのものを省略・簡素化

⇒行政が所有している情報を住民に再提出させない

例)「児童手当の現況届」

<現状>

- ◆受給継続のための更新手続き(1回/年)が必要
- ・受給者数 ⇒ 約1000万人/年
- ・行政コスト(郵送費・事務費等) ⇒ 約20億円/年

<効果>

- ・届出が不要となり、行政コストも削減

②ワンストップ化により、

省略できない手続きも負担を軽減

⇒同時期に申請する手続きをパッケージ化し  
インターネット、窓口など、ワンストップで申請可能に

例)「児童手当の申請」を他手続と一体化

<現状> <改善後>

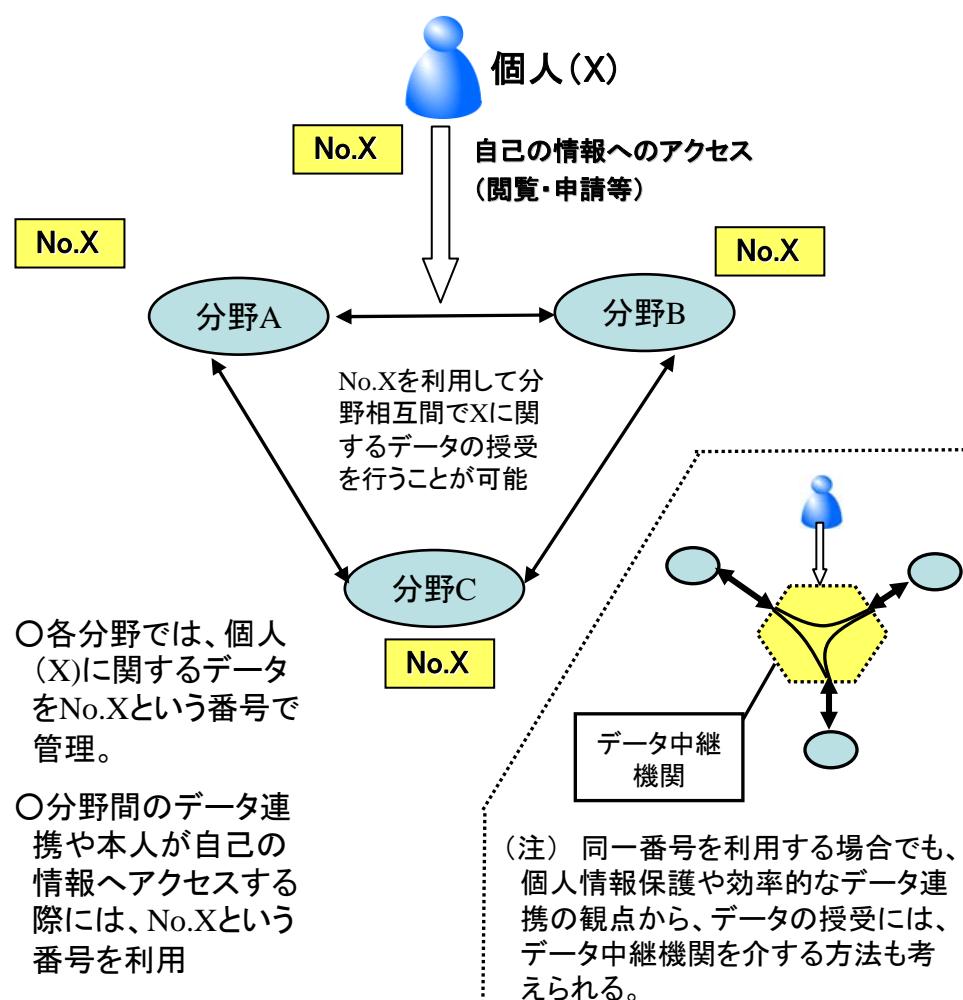


※親子日誌(仮称):家族・地域とのコミュニケーションを目的としたもの。遠野市の「すこやか親子手帳」などが参考事例。

## 2 「番号」によるデータ連携の方式

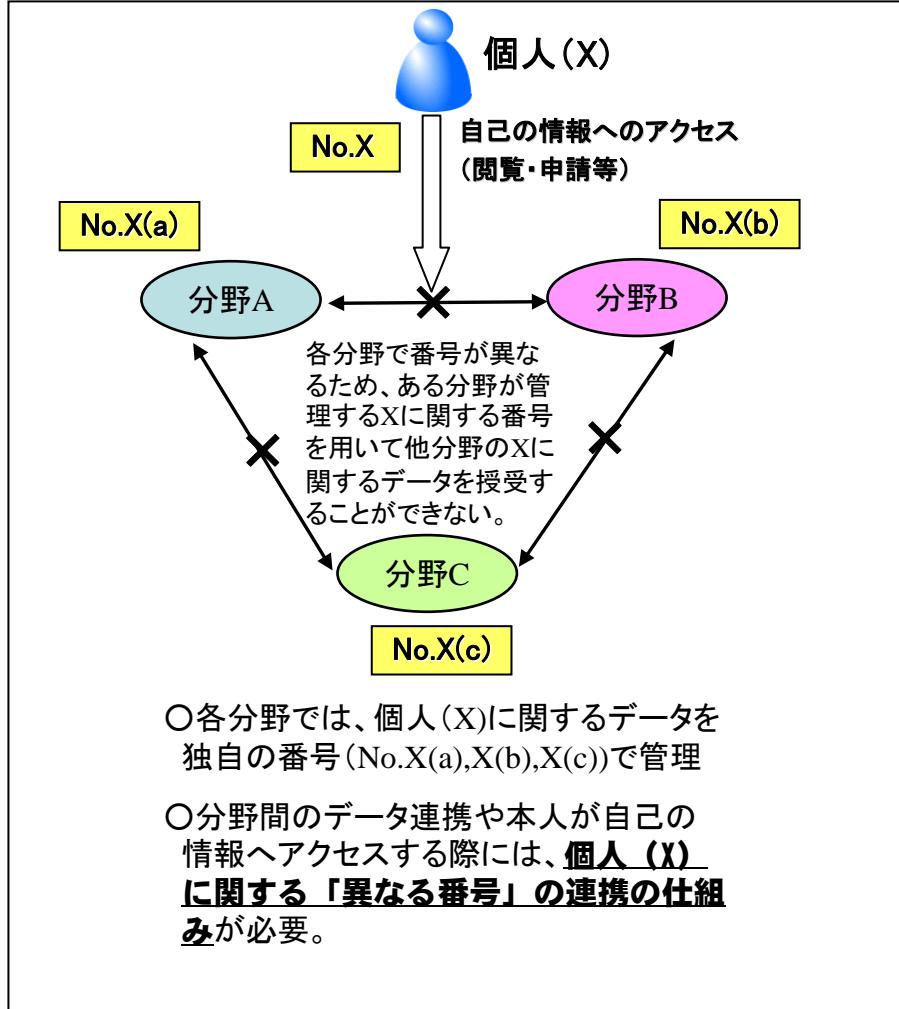
方式1(同一番号)

複数の分野で個人に関するデータを  
同一の番号を用いて管理する方式



方式2(異なる番号)

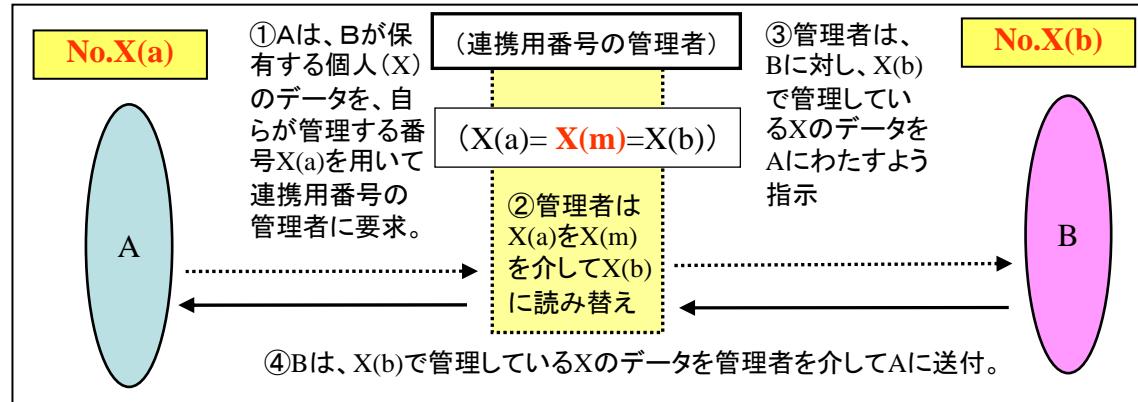
複数の分野で個人に関するデータをそれぞれ  
異なる番号を用いて管理する方式



## (参考3) 「異なる番号」の連携の仕組み例

例 1

- データ連携用の番号 (No.X(m))を整備し、各分野の番号を対応付け。
- 中立的な第三者が、連携用番号を管理。

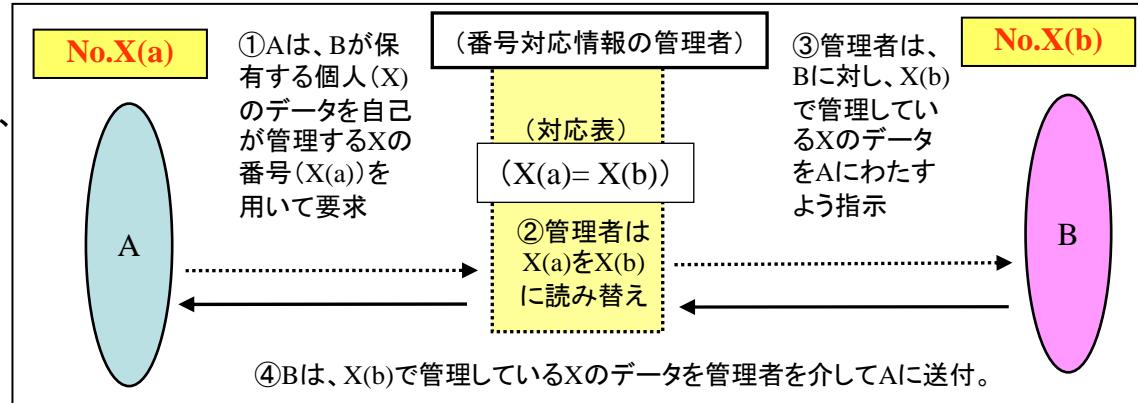


○連携用番号を管理し、データ連携を仲介する中立的な第三者機関が必要

○個人に関する他分野の番号情報はわからないため、個人情報保護の程度は高い

例 2

- 各分野の番号の対応情報(対応表)を整備し、各分野の番号を対応付け。
- 中立的な第三者が、対応情報(対応表)を管理。

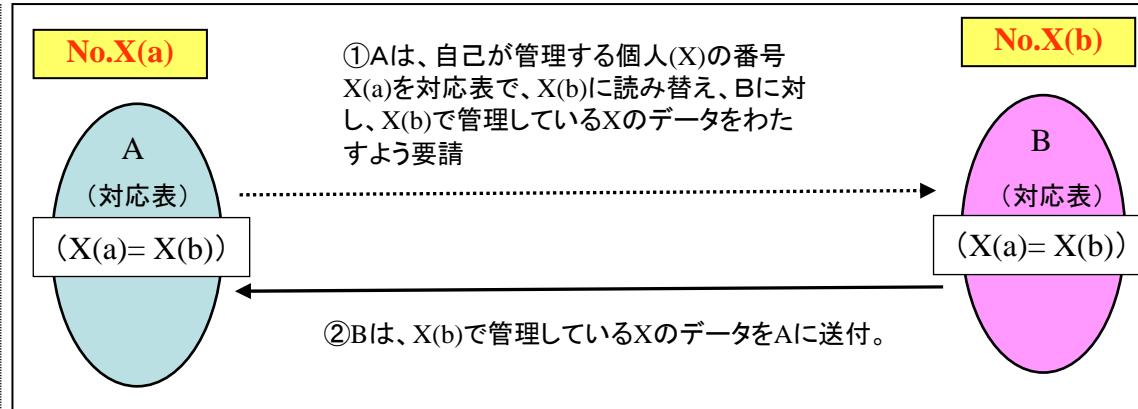


○番号対応情報(対応表)を管理し、データ連携を仲介する中立的な第三者機関が必要

○個人に関する他分野の番号情報はわからないため、個人情報保護の程度は高い

例 3

- 各分野の番号の対応情報(対応表)を整備し、各分野の番号を対応付け。
- 各分野が、対応情報(対応表)を管理。



○特別の機関を新たに設けなくても導入可能。  
(ただし、対応情報(対応表)を作成・現行化・配布する者は必要)

○個人に関する他分野の番号情報を保有しているため、個人情報保護の程度は例1, 2に比して低い

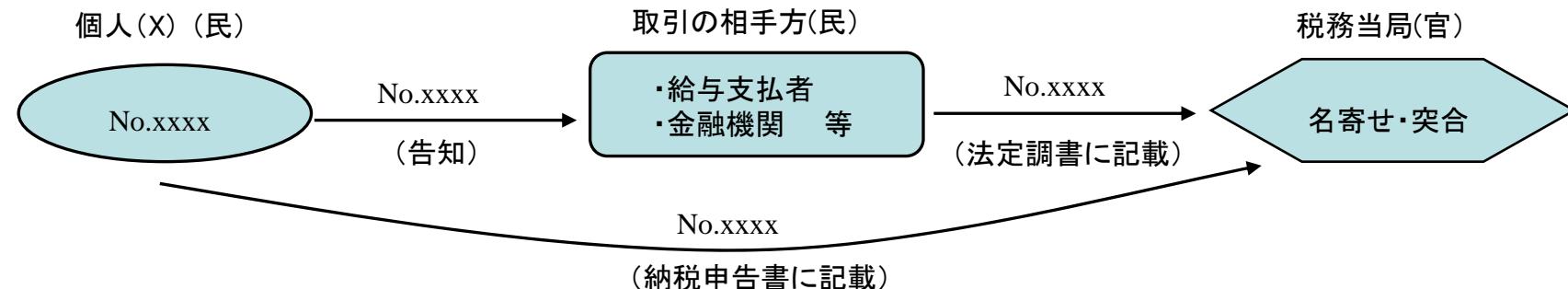
## (参考4)「番号」によるデータ連携の方式(諸外国の例)

デンマーク	ベルギー	オーストリア
<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての行政機関が同一の番号(住民登録番号)を利用。</li> <li>○プライバシーは、専ら、個人情報保護法で担保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異なる行政機関ごとに異なる番号。</li> <li>○共通番号を各分野毎の番号に紐付け</li> <li>○データ連携は、紐付けした共通番号を介すことにより実現。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異なる分野毎に、異なる番号を利用。</li> <li>○ICカードに格納された特別の番号(ソースPIN)を媒介にしてデータ連携が行われる。</li> </ul>
<p>個人 閲覧・申請</p> <p>住民登録番号 No.X</p> <p>Portal Site</p> <p>A省 No.X B庁 No.X C県 No.X D市 No.X E村 No.X F省 No.X</p>	<p>個人 閲覧・申請</p> <p>eID No.X</p> <p>Portal Site</p> <p>A省 No.A B省 No.B C省 No.C D省 No.D E庁 No.E F省 No.F</p>	<p>個人 閲覧・申請</p> <p>住民登録番号 No.X</p> <p>ICカード必要</p> <p>分野35(税) 税と手数料 (市町村公益事業等) No.A(35)</p> <p>分野1(社会保険) 年金保険 No.A(1)</p> <p>医療保険 No.A(1)</p> <p>失業保険 No.A(1)</p> <p>分野2(アイデンティティ) 住民登録制度 旅券制度 No.A(2)</p> <p>Portal Site</p>

### 3 「番号」を知りうる者の範囲

- 「番号」については、(1)原則として、本人と関係行政機関のみが知りうるような性格の番号か、(2)本人と関係行政機関以外の第三者も容易に知りうるような性格の番号かに区分して検討することが有用。
- 正確な所得把握を目的として税務面で利用する番号は、「民一民」間の利用が前提であることから、基本的に「本人と関係行政機関以外の第三者が知りうる」ものであり、かつ容易に確認できるよう「目で見える番号」である必要。
- 他方、(a)本人が、税務当局に対して自己の納税情報を照会したり、納税手続きを行ったりするために利用する番号（「民一官」）や(b)税務当局と社会保障当局との間で必要な情報をやり取り（データ連携）するときに使われる番号（「官一官」）は、必ずしも「目で見える」「第三者が知りうる」番号である必要はなく、個人情報保護の観点からは、むしろ「本人と関係行政機関のみが知りうる番号」を利用することが考えられる。

#### （正確な所得把握を目的とした「番号」の利用形態）

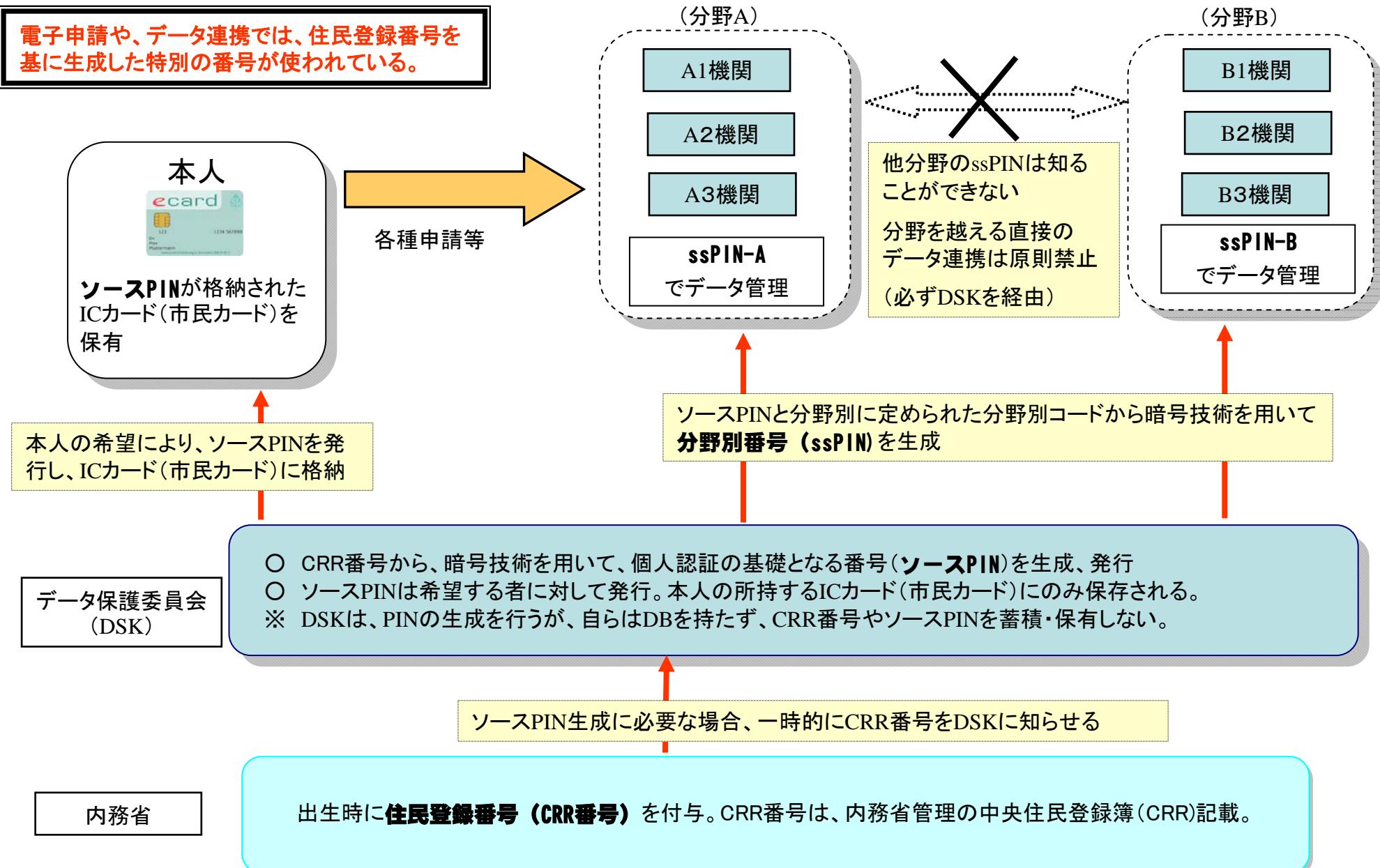


- 民一民一官の流通形態が前提（本人以外の民間の者が知りうることが前提）
- 取引相手方は、個人(X)から告知された番号が正確であることを簡単に確認できる必要（「目で見える」ことが望ましい）

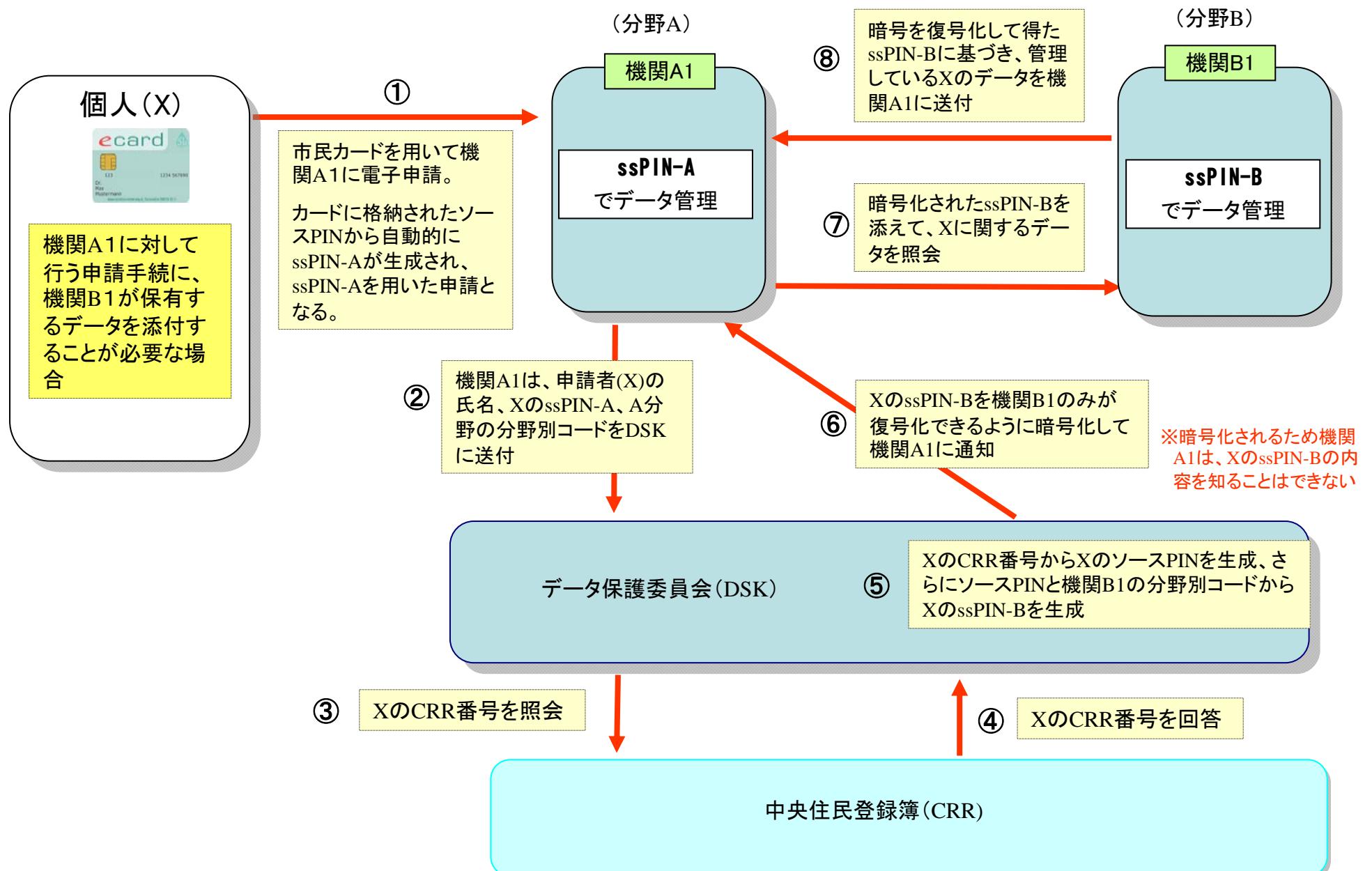
#### （参考）住民票コードと基礎年金番号の可視性

- 住民票コード：原則として本人と市町村等データ保有機関のみが知りうる番号  
利用範囲は法令で制限  
住基カードに券面表示されない（目ではみえない）
- 基礎年金番号：原則として本人と年金関係機関のみが知りうる番号だが、雇用主等一部の民間の第三者も知りうる立場  
利用範囲は法令で制限  
年金証書、年金手帳に記載（目で確認することは可能）

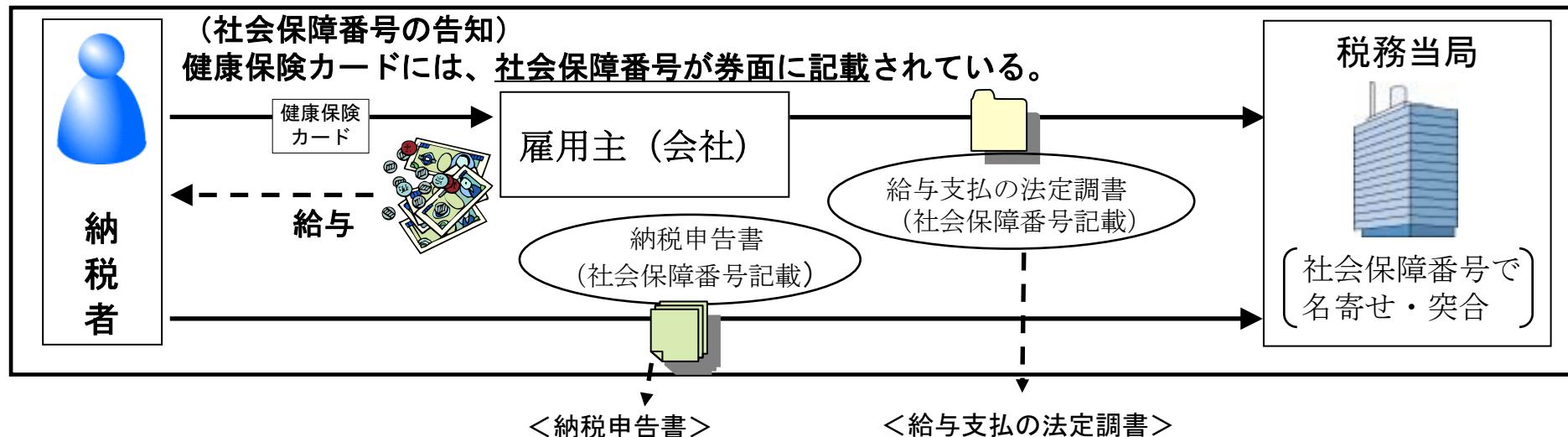
## (参考5)オーストリアの例(1) (電子申請、データ連携に用いられる番号の仕組み)



## (参考6)オーストリアの例(2) (データ連携の手順例)



## (参考7)オーストリアの例(3) (税務当局による所得把握)



Ablagenummer (Nur vom Finanzamt auszufüllen)

Eingangsvermerk  
**2009**

Finanzamt

Bitte übermitteln Sie Belege (Beilagen) nur nach Aufforderung durch Ihr Finanzamt (Aufbewahrungsfrist 7 Jahre). Steuerliche Informationen finden Sie im Steuerbuch 2010 ([www.bmf.gv.at](http://www.bmf.gv.at)) oder erhalten Sie bei Ihrem Finanzamt. Die Erledigung Ihres Antrags durch Ihr Finanzamt kann erst dann erfolgen, wenn alle Meldungen (z.B. Jahreslohnzettel) eingelangt sind.

**Erklärung zur ArbeitnehmerInnenveranlagung 2009**

Dieses Formular wird maschinell gelesen. Bitte in schwarzer oder blauer **Blockschrift** deutlich lesbar ausfüllen.

**1. Angaben zur Person**

Titel	Familienname	Vorname
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Geschlecht	<input type="checkbox"/> männlich	<input type="checkbox"/> weiblich
Familienstand am 31.12.2009 (Bitte nur ein Kästchen ankreuzen)		
<input type="checkbox"/> verheiratet	<input type="checkbox"/> ledig	<input type="checkbox"/> geschieden
<input type="checkbox"/> In Partnerschaft lebend	<input type="checkbox"/> verwitwet	<input type="checkbox"/> dauernd getrennt lebend

Bitte unbedingt ausfüllen    
seit Datum (TTMMJJJJ)

**Lohnzettel und Beitragsgrundlagen nachweis für den Zeitraum**

vom  bis  20  Finanzamts-Nr.  Steuer-Nr.

**Arbeitnehmerin/Arbeitnehmer:**

Familienname	Vorname	Titel
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Adresse	<input type="text"/>	<input type="text"/>
PLZ	Ort	<input type="text"/>

Soziale Stellung  Vers.-Nr.  Geburtsdatum   
weiblich  männlich  Vollzeitbeschäftigung  Teilzeitbeschäftigung   
AVAB wurde berücksichtigt (J/N)  AEAB wurde berücksichtigt (J/N)

Wenn Kinderzuschläge berücksichtigt wurden (ab Zeitraum 2004): Anzahl der Kinder gemäß § 106 Abs. 1 EStG 1988

Wenn AVAB: Vers.-Nr. der (Ehe)-Partnerin/des (Ehe)Partners

**Bruttobezüge gemäß § 25 (ohne § 26 und ohne Familienbeihilfe) .....** 210   
Steuerfreie Bezüge gemäß § 68 .....

Bezüge gemäß § 67 Abs. 1 und 2 (innerhalb des Jahressechstels), vor Abzug der Sozialversicherungsbeiträge (SV-Beiträge) .....

Insgesamt einbehaltene SV-Beiträge, Kammerumlage, Wohnbauförderung .....

Abzüglich einbehaltene SV-Beiträge:  
für Bezüge gemäß Kennzahl 220 ..... 225  230   
für Bezüge gemäß § 67 Abs. 3 bis 8, soweit steuerfrei bzw. mit festem Steuersatz versteuert ..... 226

所得把握のためには、(参考5、6)の仕組みで用いられる番号ではなく、社会保障番号を利用している

納税者本人の社会保障番号の記入が求められている

## 4 データ連携に関する番号の管理と個人情報保護(諸外国の例)

※詳細については、現在調査中

	デンマーク	ベルギー	オーストリア	アメリカ合衆国	韓国
<b>データ連携に関する番号の種類</b>	住民登録番号	国民登録番号	中央住民登録番号 (及びこれをもとに派生させた番号) 社会保障番号	社会保障番号	住民登録番号
<b>附番機関</b>	内務省	内務省	内務省	社会保障庁	行政自治部
<b>データ連携関係機関</b>	CPRビューロー (住所等基本情報の一括収集・管理と行政機関・民間企業への送信)	FEDICT(情報通信省。社会保障分野以外) CBSS(社会保障分野)	なし (各省庁等で実施) ただし異なる分野間のデータ連携はDSKを経由	なし (各省庁等で実施)	行政情報共同利用センター
<b>第三者による監視機関</b>	データ保護庁／データカウンシル	プライバシー委員会(議会に設置)	DSK(データ保護委員会)	なし。 ただし連邦機関は議会と大統領府行政予算管理局にプライバシー保護の取組を毎年報告。	個人情報保護委員会(国務総理所属)

## 番号制度を設計する上での留意点～電子行政の視点から～

- 国民にとって利便性の高い電子行政を実現するためには、データ連携を効率的に行う必要があることから、何らかの形で番号制度(ID制度)を導入することが必要
- 社会保障・税の分野に番号制度を導入する場合、これと一体的に、国民が行政情報にアクセスしたり、行政機関相互間でデータ連携を行うことができる電子行政の仕組みも整備することが望ましい。

### 【理由】

(1)社会保障・税の分野への番号制度を導入する場合、番号を通じて収集・保有される自己に関する情報について、アクセスし、コントロール(確認・修正)できるような仕組みを設けることが必要になると考えられるが、これは電子行政においても共通の課題

(2)新たな番号制度が導入される場合、これを行政機関相互間のバックオフィスのデータ連携と組み合わせることにより、①国民にとって利便性の高い行政サービス(ワンストップ行政等)の実現に資するとともに、②行政の効率化と行政コストの大幅な削減に資する

## 参考資料

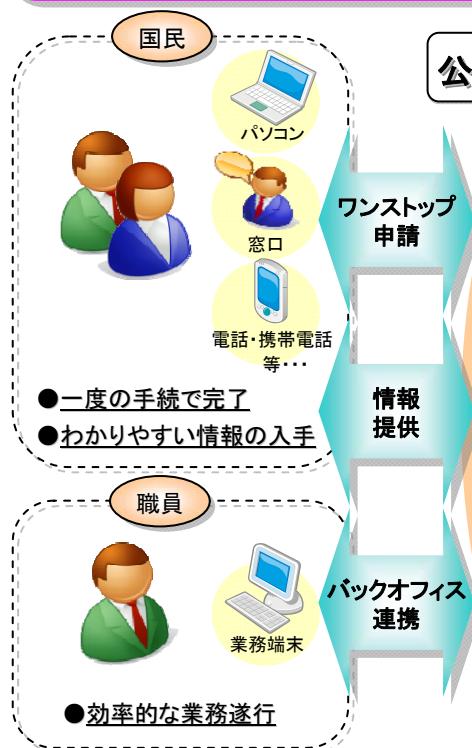
(国民本位の電子行政へ向けて)

# 次世代電子行政サービス基盤(イメージ)

参考資料

## 1. 公共サービスポータル(総合窓口)

- 行政機関(国、地方)の垣根を取り除いた総合公共サービス提供
- 手続や関連する情報の見える化を実現
- 窓口においてもワンストップサービスの享受
- 地方公共団体や民間企業等、他のWebサイトとの連携 etc.



## 公共サービスポータル

- フル型情報提供機能／カスタマイズ機能
- 認証・署名機能
- ワンストップ申請機能
- インテリジェント検索機能
- プッシュ型情報提供機能
- エージェント型情報提供機能

公共サービスの  
総合窓口

## 2. 公共サービス連携基盤(バックオフィス連携)

- 疎結合による連携(最小限の影響で連携を可能とする)
- 業務プロセスの管理と組織横断的な最適化の推進
- 行政機関の持つデータの連携・活用(添付書類や事業の進捗情報)
- 民間との連携を実現 etc.

## 公共サービス連携基盤(仮称)



## 3. 中長期的な標準化

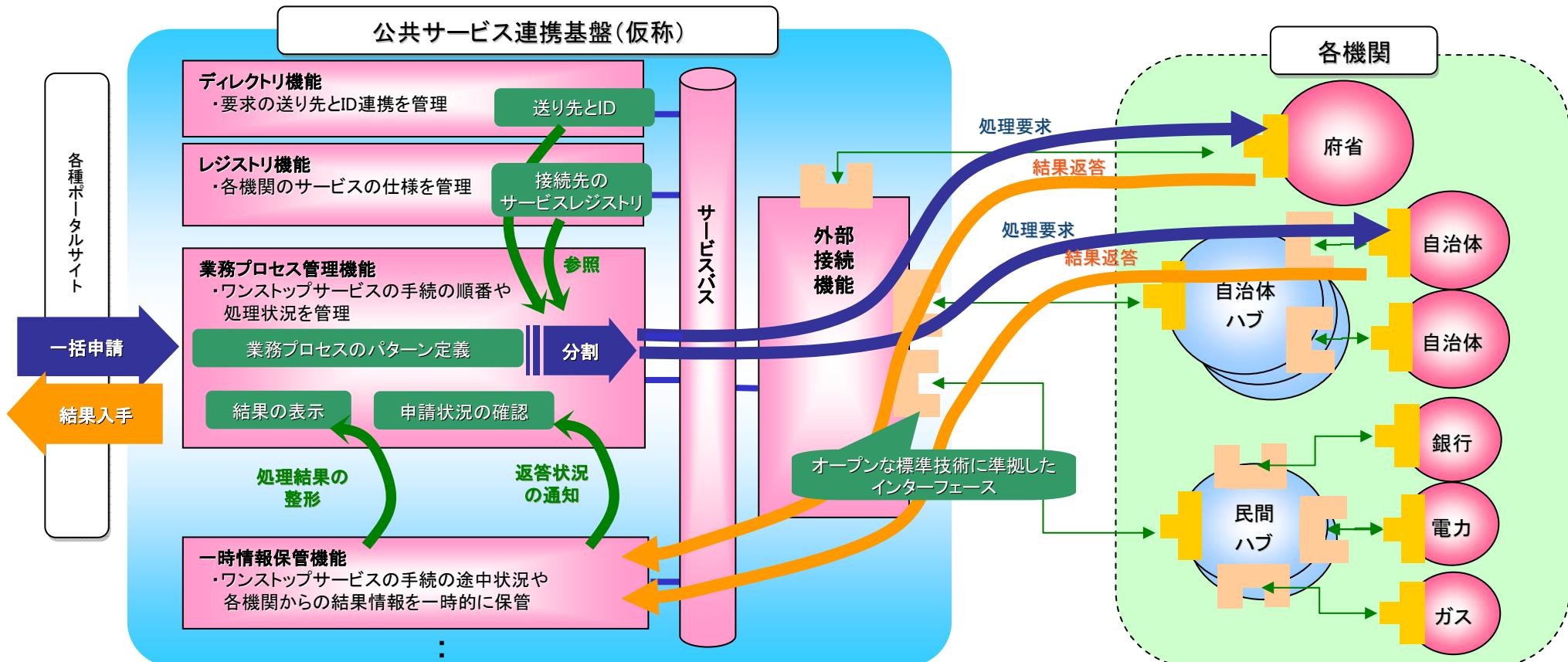
- 効率的な連携を目指し、最終的には1つの標準仕様で連携を実現
- 複数の標準化アプローチ(トップダウン、ボトムアップ)の採用
- 標準仕様対応が困難な機関への配慮 etc.

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム中間報告書より抜粋(一部編集)  
( <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/extg/pdf/100104houkusho.pdf> )

■ 外部連携サービス  
■ 外部接続機能の標準的なインターフェース

# バックオフィス連携の技術概要

- ポータルで受け付けた一括申請は、公共サービス連携基盤で手続単位に分割され、各機関に割り振られる。各手続の処理の順番や状況は、業務プロセス管理機能によって管理され、利用者に対してプロセスの「見える化」を実現する。
- 一方、各機関データベースの自立性を尊重し、シンプルかつ最小限の依存関係での連携(疎結合)を実現するため、レガシーシステム、地域情報プラットフォーム、SOA準拠のシステム等、複数の標準システムに対応可能なインターフェースを用意する。利用者の利便性、接続機関の接続の容易性や安全性等に配慮する。
- 各機関の通常業務において、「公共サービス連携基盤」を使うことにより、業務の効率化に大きく貢献する。



- ・公共サービス連携基盤の外部連携アダプター機能は、FTPやSOAP等の複数の標準的なプロトコルをサポートする。各機関は、代表的なインターフェースを選択し自身のシステムへの影響を最小限に接続することが可能。
- ・各機関のポリシーの違い等により、外部連携機能を共有化する等、ある範囲でまとめて接続したり、ハブ型の仕組みを用意して複数の機関を束ねて接続するなど、様々な接続方法がありうる。

## データ構造(データ項目の名称、属性、桁数、意味など)の標準化が必要

例: データ項目名が団体毎に異なるために、データ連携ができない場合



それぞれ管理するデータ項目名が異なるためにコンピュータでは正しく理解できない。  
(団体Aでは個人の情報を「氏名」、「住所」等で管理しており、団体Bでは「NAME」、「ADDRESS」等で管理している)

お互い同じデータ項目であることを認識するための共通的なルールが必要

引越手続のワンストップ化により、官民あわせて年間約1,000億円のコスト削減効果の見込み

現在

最大で訪問機関が7箇所、  
13種類の添付書類が必要

将来

訪問機関は1箇所、オンライン  
申請時の添付書類は省略

訪問機関

1. 転出地市町村
2. 転入地市町村
3. 学校
4. 警察
5. 地方運輸局
6. 軽自動車検査協会
7. 法務局

7機関

(オンライン申請時)  
添付書類

1. 転出証明書
2. 住民票
3. 戸籍の附票の写し
4. 本人確認のための写真付の官公署等の発行した身分証明書
5. 外国人登録証明書
6. (老人医療給付)負担区分等証明書
7. (介護保険)受給資格証明書
8. 所得課税証明書
9. 在学証明書
10. 転学児童教科用図書給与証明書
11. 自動車検査証
12. 標識交付証明書
13. 廃車証明書

13書類



転入地市町村のみ

なし

## (1)引越者側の効果 年間約900億円(約3400万時間)の削減

(主な削減項目)

- ・窓口への往復交通費
- ・窓口への往復移動時間
- ・窓口での処理時間(待ち時間含む)
- ・必要な手続の調査時間
- ・民間サービス(電気、ガス、水道など)の住所変更処理時間

## (2)サービス提供者側の効果 年間約100億円(約400万時間)の削減

(主な削減項目)

- ・窓口対応コスト
- ・申請書類の記載内容のデータ入力コスト
- ・申請書類の保管費用
- ・郵送費等

合計 年間約1,000億円(約3800万時間※)の削減

※人件費にかかる作業時間(物品費と区分できないものは含まない)

主な条件:

- ・引越件数 690万件／年(転入件数:440万件／年、転居件数:250万件／年)
- ・転入地市町村を除くすべての訪問を削減
- ・転出証明書、介護保険関係、児童手当関係の添付書類を削減(バックオフィス連携対応)
- ・住所異動に伴う行政間の紙での通知を削減(バックオフィス連携対応) 等

退職手続のワンストップ化により、官民あわせて年間約1,200億円のコスト削減効果の見込み

現在

最大で訪問機関が6箇所以上、  
15種類以上の添付書類が必要

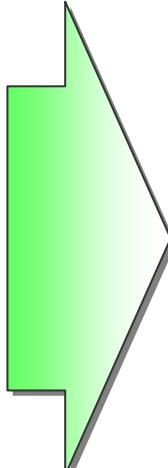
将来

訪問機関は1箇所、オンライン  
申請時の添付書類は省略

訪問機関	1. 社会保険事務所 2. 健康保険組合 3. 厚生年金基金等 4. 公共職業安定所 5. 税務署 6. 市町村
添付書類	1. 健康保険被保険者証 2. 出勤簿(タイムカード) 3. 賃金台帳 4. 労働者名簿 5. 退職辞令発令書類 6. 離職理由の確認ができる書類 7. 法定調査の合計表 8. 年金手帳 9. 健康保険資格喪失通知(または離職証明書) 10. 雇用保険被保険者証 11. 住民票 12. 戸籍謄本 13. 所得証明書 14. 離職票1 15. 離職票2

6機関以上  
(※1)

15書類以上  
(※2)



企業:なし

個人:公共職業安定所のみ

(失業等給付を受けない場合は不要)

なし

※1:公共職業安定所、市町村は、事業所や従業員の住所ごとに、別々の場所に提出する手續がある。

※2:場合により、必要な添付書類は異なるため、代表的なものを記載。

## 1. 企業が行う手続関連

年間約700億円(約1400万時間)の削減

### (1)企業側の効果

年間約500億円(約1400万時間)の削減

(主な削減項目)

- ・書類準備(申請書類の作成など)
- ・本人(退職者)への説明
- ・届出(窓口への提出など)
- ・本人(退職者)への発送(離職票など)

### (2)サービス提供者側の効果

年間約200億円(時間は人件費と物品費等が区分できず未算出)の削減

(主な削減項目)

- ・窓口対応コスト
- ・申請書類の記載内容のデータ入力コスト
- ・申請書類の保管費用

## 2. 退職者個人が行う手続関連

年間約500億円(約1800万時間)の削減

### (1)退職者側の効果

年間約400億円(約1400万時間)の削減

(主な削減項目)

- ・窓口への往復交通費
- ・窓口への往復移動時間
- ・窓口での処理時間(待ち時間含む)
- ・添付書類交付手数料

### (2)サービス提供者側の効果

年間約100億円(約400万時間)の削減

(主な削減項目)

- ・窓口対応コスト
- ・申請書類の保管費用

**合計 年間約1,200億円(約3200万時間※)の削減**

※人件費にかかる作業時間(物品費と区分できないものは含まない)

### 主な条件:

- ・退職件数 700万件／年、社会保険離脱理由の国保加入数 440万件／年、  
雇用保険被保険者資格喪失届 430万件／年、老齢給付裁定請求 170万件／年
- ・失業等給付関係手続における公共職業安定所への来所を除く、すべての訪問を削減
- ・行政機関で発行する添付書類(住民票、戸籍謄本、所得証明書など)を削減(バックオフィス連携対応) 等